

伊東市景観条例施行規則

平成23年9月13日

伊東市規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊東市景観条例（平成8年伊東市条例第10号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(建築物等)

第2条 条例第2条に規定する規則で定める用語の意義は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に定めるもの

(2) 工作物 次に掲げるもの

ア 垣、さく、擁壁その他これらに類するもの

イ 高架水槽、冷却塔、実験塔その他これらに類するもの

ウ 煙突、排気塔その他これらに類するもの

エ 記念塔その他これに類するもの

オ 石油タンク、ガスタンクその他これらに類するもの

カ 電波塔、送電用鉄塔その他これらに類するもの

キ 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの

ク 前各号に掲げるもののほか、これらに類するものとして市長が指定するもの

(景観計画の住民等による提案)

第3条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第11条第3項の規定による景観計画の策定又は変更の提案は、住民等による景観計画提案書（第1号様式）を市長に提出することにより行うものとする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の措置)

第4条 市長は、法第14条第1項の規定により、景観計画の策定又は変更をする必要がないと決定したときは、景観計画策定（変更）不決定通知書（第2号様式）により、当該提案者に通知するものとする。

(景観計画区域内における行為の届出)

第5条 法第16条第1項及び条例第11条の規定による行為の届出は、景観計画区域内行為届出書（第3号様式）に、別表に掲げる図書を添付して市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の届出は、建築基準法その他法令に基づく手続を行おうとする日（当該手続を要しない行為の場合は、当該行為に着手しようとする日）前30日までに行うものとする。
（行為の変更の届出）

第6条 法第16条第2項の規定による行為の変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書（第4号様式）に、別表に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付して市長に提出することにより行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の届出の変更について準用する。
（行為着手の制限期間の短縮通知）

第7条 条例第12条の規定による短縮の通知は、景観計画区域内行為着手制限期間短縮通知書（第5号様式）により行うものとする。
（届出行為の完了届）

第8条 条例第13条の規定による完了届の提出は、景観計画区域内行為完了届出書（第6号様式）により行うものとする。
（景観計画区域内における行為の通知）

第9条 法第16条第5項の規定による行為の通知は、景観計画区域内行為通知書（第7号様式）に、別表に掲げる図書を添付して市長に提出することにより行うものとする。

2 前項の規定による行為の変更の通知は、景観計画区域内行為変更通知書（第8号様式）に、別表に掲げる図書のうち当該変更に係る図書を添付して市長に提出することにより行うものとする。
（届出及び勧告等の適用除外）

第10条 条例第14条第1号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが、用途地域が指定されている区域においては15メートル未満又は用途地域が指定されていない区域においては13メートル未満で、かつ、延べ床面積が1,000平方メートル未満のもの

(2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、高さが、用途地域が指定されている区域においては15メートル未満又は用途地域が指定されていない区域においては13メートル未満（電波塔、送電用鉄塔その他これらに類する物件については15メートル未満）のもの

2 条例第14条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 木竹の伐採行為にあつては、伐採する区域の面積が500平方メートル未満のもの

(2) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削その他の土地の形質変更行為にあつては、行為を行う区域の面積が1,000平方メートル未満のもの

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積行為にあつては、敷地内の堆積面積の合計が1,000平方メートル未満のものかつ堆積の高さが3メートル未満のもの

(勧告)

第11条 法第16条第3項の規定による勧告は、景観計画区域内行為に対する勧告書（第9号様式）により行うものとする。

(公表通知)

第12条 条例第18条第2項の規定による公表の通知は、景観計画区域内行為に対する勧告に係る公表通知書（第10号様式）により行うものとする。

(変更命令)

第13条 法第17条第1項の規定による変更の命令は、景観計画区域内行為に対する変更命令書（第11号様式）により行うものとする。

(原状回復等の命令)

第14条 法第17条第5項の規定による原状回復等の命令は、景観計画区域内行為に対する原状回復等命令書（第12号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第15条 法第17条第8項及び法第23条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定による身分を示す証明書は、身分証明書（第13号様式）によるものとする。

(景観重要建造物又は樹木指定に対する意見)

第16条 市長は、法第19条第2項又は法第28条第2項の規定により所有者等の意見を聴くときは、景観重要建造物（樹木）指定に対する意見書（第14号様式）により行うものとする。

(景観重要建造物又は樹木指定に対する提案)

第17条 法第20条第1項若しくは第2項又は法第29条第1項若しくは第2項の規定による所有者等からの提案は、景観重要建造物（樹木）指定に対する提案書（第15号

様式)を市長に提出することにより行うものとする。

(提案を踏まえた景観重要建造物又は樹木指定をしない場合の措置)

第18条 市長は、法第20条第3項又は法第29条第3項の規定により、景観重要建造物又は樹木の指定をする必要がないと決定したときは、景観重要建造物(樹木)不指定決定通知書(第16号様式)により、当該提案者に通知するものとする。

(景観重要建造物又は樹木指定の通知)

第19条 市長は、法第21条第1項又は法第30条第1項の規定により景観重要建造物又は樹木の指定をしたときは、景観重要建造物(樹木)指定通知書(第17号様式)により、当該所有者等に通知するものとする。

(景観重要建造物又は樹木の標識)

第20条 法第21条第2項又は法第30条第2項の規定により設置する標識は、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 景観重要建造物又は樹木の指定番号及び指定年月日
- (2) 景観重要建造物の名称又は樹木の樹種
- (3) 景観重要建造物又は樹木の所在地

(景観重要建造物又は樹木現状変更の許可)

第21条 法第22条第1項又は法第31条第1項の規定により現状変更の許可を受けようとする者は、景観重要建造物(樹木)現状変更許可申請書(第18号様式)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、現状変更を行おうとする日前30日までに行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合で法第22条第1項又は法第31条第1項の規定により現状変更の許可をしたときは、景観重要建造物(樹木)現状変更許可書(第19号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(景観重要建造物又は樹木指定の解除)

第22条 市長は、法第27条第1項若しくは第2項又は法第35条第1項若しくは第2項の規定により景観重要建造物又は樹木指定の解除を行うときは、景観重要建造物(樹木)指定解除通知書(第20号様式)により行うものとする。

(景観重要建造物又は樹木の所有者変更の届出)

第23条 法第43条の規定による所有者変更の届出は、景観重要建造物(樹木)の所有者変更届出書(第21号様式)を市長に提出することにより行うものとする。

(景観形成推進団体の認定の申請)

第24条 条例第29条第1項の規定による景観形成推進団体（以下「推進団体」という。）の認定を受けようとする団体の代表者は、景観形成推進団体認定申請書（第22号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 活動地区を示す図面
- (3) 会員及び役員の氏名並びに住所（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(景観形成推進団体の規約の規定事項)

第25条 条例第29条第2項第4号の規定による規則で定める規約の規定事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 事務所の所在地
- (4) 活動地区
- (5) 活動の内容
- (6) 会員に関する事項
- (7) 役員の定数、任期及び職務に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会費及び会計に関する事項
- (10) その他市長が必要とする事項

(景観形成推進団体の認定等の通知)

第26条 市長は、第24条第1項の規定による申請があった場合で条例第29条第1項の規定により推進団体の認定をしたとき、又は認定をしないときは、景観形成推進団体認定（不認定）通知書（第23号様式）により、当該推進団体の代表者に通知するものとする。

(景観形成推進団体の認定取消しの通知)

第27条 市長は、条例第29条第4項の規定により推進団体の認定を取り消したときは、景観形成推進団体認定取消通知書（第24号様式）により当該推進団体の代表者に通知するものとする。

(伊東市景観審議会の組織)

第28条 条例第32条の規定に基づき設置する伊東市景観審議会（以下「審議会」という。）に、会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会の会務を総括し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(伊東市景観審議会の会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、審議会の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者、参考人等の出席を求め、意見を聴くことができる。

(伊東市景観審議会の庶務)

第30条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年12月1日から施行する。

(伊東市都市景観条例施行規則の廃止)

- 2 伊東市都市景観条例施行規則（平成8年伊東市規則第10号）は、廃止する。

別表（第5条、第6条、第9条関係）

行為	図書の種類	明示すべき事項
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、建築物の位置及び緑化計画
	計画平面図	
	計画立面図（完成予想図）	着色（各面の見付面積、仕上材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	現況写真	行為地及びその周辺を含む。
	その他市長が必要と認める書類	
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界、工作物の位置及び緑化計画
	計画立面図（完成予想図）	着色（各面の見付面積、仕上材の種類、各色の使用面積及びマンセル値）
	現況写真	行為地及びその周辺を含む。
	その他市長が必要と認める書類	
	3 木竹の伐採	位置図
計画配置図		敷地の境界及び行為の範囲
完成予想図		着色（行為後の緑化計画）
現況写真		行為地及びその周辺を含む。
その他市長が必要と認める書類		
4 土地の開墾、土石の採取、鉦物の掘削その他の土地の形質変更	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲
	計画平面図	行為地の変更の前後
	計画縦断面図及び計画横断面図	行為地の変更の前後
	緑化計画図	保存又は伐採する木竹等の位置及び名称
	現況写真	行為地及びその周辺を含む。
	その他市長が必要と認める書類	
5 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置図	方位及び行為地の付近見取図
	計画配置図	敷地の境界及び行為の範囲
	計画平面図	行為地の変更の前後
	計画断面図	行為地の変更の前後
	緑化計画図	保存又は伐採する木竹等の位置及び名称
	現況写真	行為地及びその周辺を含む。
	その他市長が必要と認める書類	

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

住民等による景観計画提案書

伊東市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

（電話）

景観法第11条第3項の規定による景観計画の策定（変更）の提案をしたいので、次のとおり関係図書を添えて提出します。

記

- 1 景観計画の策定（変更）の素案
- 2 景観法第11条第3項に規定する同意を得たことの証拠書類

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観計画策定（変更）不決定通知書

年 月 日付けで提出のあった計画提案については、下記の理由により景観計画の策定（変更）をする必要がないと決定しましたので、景観法第14条第1項の規定により通知します。

記

景観計画の策定（変更）をする必要がないと決定した理由	
----------------------------	--

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

景観計画区域内行為届出書

伊東市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

（電話）

景観計画区域内における行為について、景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

建築物等の名称				
行為の場所				
地域地区の種別	用途地域指定	有（	地域） ・ 無	
	国立公園地域指定	有（	地域） ・ 無	
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで			
行為者	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者氏名）			
設計者	住所（所在地）			
	氏名（名称及び代表者氏名）			
行為の種別	建築物	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転 ・ 外観の過半を変更する 修繕 ・ 色彩の変更		
	広告物	新設 ・ 増築 ・ 改築 ・ 移転 ・ 外観の過半を変更する 修繕 ・ 色彩の変更		
	その他			
1 建築物の概要	主要用途	構 造		
		届 出 部 分	既 存 部 分 合 計	
	敷地面積	m ²	m ² m ²	
	建築面積	m ²	m ² m ²	
	延べ床面積	m ²	m ² m ²	
	階 数	地上 階・地下 階	高 さ m	
	屋 根	仕上げ方法	意 匠	
			色彩 (マゼル値)	
	外 壁	仕上げ方法	意 匠	
			色彩 (マゼル値)	
広告物等の掲出の有無		有 (面積 m ² 、最高高さ m) ・ 無		
2 工作物の概要	種 類	構 造		
	高 さ (地上高)	(m) m	面 積 m ²	
	仕上げ方法	意 匠		
		色彩 (マゼル値)		
広告物等の掲出の有無		有 (面積 m ² 、最高高さ m) ・ 無		
3 その他の概要	行為の面積	m ²		
	堆積の高さ	最高 m、最低 m		
添付書類				
* 受付	年 月 日	第 号		

備考 *の欄は記入しないでください。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

景観計画区域内行為変更届出書

伊東市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

（電話）

年 月 日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た事項を変更
したいので、同条第2項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

記

建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	広告物	新設・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	その他	
当初届出年月日	年 月 日	
番号	第 号	
変更内容		

第5号様式（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

伊東市長 印

景観計画区域内行為着手制限期間短縮通知書

年 月 日付で届出のあった下記の行為については、景観法第18条第2項の規定により、行為着手の制限期間を短縮することとしたので通知します。

なお、行為の着手に当たっては、下記の留意事項に配慮してください。

記

建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	広告物	新設・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	その他	
届出年月日	年 月 日	
番号	第 号	
短縮後の行為着手可能日	年 月 日	
留意事項		

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

景観計画区域内行為完了届出書

伊東市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

（電話）

年 月 日付けで景観法第16条第1項の規定により届け出た景観計画区域内行為が完了したので、伊東市景観条例第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	広告物	新設・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	その他	
当初届出年月日	年 月 日	
変更届出年月日	年 月 日	
番号	第 号	
完了年月日	年 月 日	

備考 周辺を含めた行為の完了の様子が確認できる写真を添付すること。

年 月 日

景観計画区域内行為通知書

伊東市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

（電話）

景観計画区域内における行為について、景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて次のとおり通知します。

建築物等の名称						
行為の場所						
地域地区の種別	用途地域指定	有（ 地域）			無	
	国立公園地域指定	有（ 地域）			無	
行為の予定期間	年 月 日から		年 月 日まで			
行為者	住所（所在地）					
	氏名（名称及び代表者氏名）					
設計者	住所（所在地）					
	氏名（名称及び代表者氏名）					
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更				
	広告物	新設・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更				
	その他					
1 建築物の概要	主要用途		構造			
		届出部分	既存部分	合計		
	敷地面積	m ²	m ²	m ²		
	建築面積	m ²	m ²	m ²		
	延べ床面積	m ²	m ²	m ²		
	階数	地上 階・地下 階		高さ	m	
	屋根	仕上げ方法			意匠	
					色彩（マンセル値）	
	外壁	仕上げ方法			意匠	
					色彩（マンセル値）	
広告物等の掲出の有無		有（面積 m ² 、最高高さ m）・ 無				
2 工作物の概要	種類		構造			
	高さ（地上高）	(m) ^m	面積	m ²		
	仕上げ方法			意匠		
				色彩（マンセル値）		
広告物等の掲出の有無		有（面積 m ² 、最高高さ m）・ 無				
3 その他の概要	行為の面積	m ²				
	堆積の高さ	最高	m	最低	m	
添付書類						
* 受付	年 月 日		第 号			

備考 *の欄は記入しないでください。

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

景観計画区域内行為変更通知書

伊東市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

（電話）

年 月 日付けで景観法第16条第5項の規定により通知した事項を変更
したいので、関係図書を添えて次のとおり通知します。

記

建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	広告物	新設・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	その他	
当初通知年月日	年 月 日	
番号	第 号	
変更内容		

第9号様式（第11条関係）

第 号

年 月 日

様

伊東市長 印

景観計画区域内行為に対する勧告書

年 月 日付けで届出のあった行為については、景観計画により定められた当該行為についての制限に適合しないと認められるので、景観法第16条第3項の規定により、下記のとおり必要な措置を採ることを勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときには、伊東市景観条例第18条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

記

建築物等の名称		
行為の場所		
行為の種別	建築物	新築・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	広告物	新設・増築・改築・移転・外観の過半を変更する 修繕・色彩の変更
	その他	
番号	第	号
適合しないと認められる理由		
採るべき措置		
履行期限	年	月 日
報告期限	年	月 日
報告先		

備考 採った措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

第10号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観計画区域内行為に対する勧告に係る公表通知書

あなたは、景観法第16条第3項の規定により景観計画区域内行為に対する勧告を受けましたが、正当な理由なくその勧告に従わないため、伊東市景観条例第18条第1項の規定により、下記のとおり公表したので通知します。

記

公表の方法	
公表した理由	

第11号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観計画区域内行為に対する変更命令書

あなたがしようとする（した）行為が景観計画に定められた行為の制限に適合しないと認められるので、景観法第17条第1項前段の規定により、下記のとおり必要な措置を採ることを命じます

なお、この命令に違反したときは、同法第101条第1号の規定により、50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

命令の対象となる行為	
適合しないと認められる理由	
採るべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

備考 採った措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊東市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 上記の異議申立てをしなくても、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に伊東市を被告として（訴訟において伊東市を代表するものは伊東市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第12号様式（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観計画区域内行為に対する原状回復等命令書

あなたがしようとする（した）行為について、 年 月 日付け 第 号により必要な措置を採ることを命じましたが、当該命令に違反したと認められるので、景観法第17条第5項の規定により、下記のとおり原状回復又はこれに代わるべき措置を採ることを命じます

なお、この命令に違反したときは、同法第100条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

記

命令の対象となる行為	
命令の理由	
採るべき措置	
履行期限	年 月 日
報告期限	年 月 日
報告先	

備考 採った措置の内容が確認できる図書及び写真を添付すること。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、伊東市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、異議申立てをすることができなくなります。
- 2 上記の異議申立てをしなくても、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に伊東市を被告として（訴訟において伊東市を代表するものは伊東市長になります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、上記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、処分又は決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

第13号様式（第15条関係）

第 号	身 分 証 明 書
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、景観法第17条第6項若しくは同法第23条第2項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有する者であることを証明する。	
年 月 日発行	
	伊東市長 印

備考 大きさは、縦5.5cm、横9cmとする。

第14号様式（第16条関係）

年 月 日

景観重要建造物（樹木）指定に対する意見書

伊東市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

（電話）

私の所有（管理）する次の建造物（樹木）が、景観法第19条第2項（第28条第2項）の規定により景観重要建造物（樹木）として指定されることについて、次のとおり意見書を提出します。

記

建造物の名称（樹木の樹種）	
建造物（樹木）の所在地	
建造物（樹木）の用途	
建造物の建築年月日（樹木の推定樹齢）	年 月 日（ 年）
意見	

第15号様式（第17条関係）

年 月 日

景観重要建造物（樹木）指定に対する提案書

伊東市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

（電話）

景観法第20条第1項又は第2項（第29条第1項又は第2項）の規定により、次の建造物（樹木）を景観重要建造物（樹木）として指定することについて、関係図書を沿えて提案します。

記

建造物の名称（樹木の樹種）	
建造物（樹木）の所在地	
建造物（樹木）の用途	
建造物の建築年月日（樹木の推定樹齢）	年 月 日（ 年）
建造物（樹木）の特徴	
添付図書	

備考 添付図書は、下記による。

- 1 当該建造物（樹木）や周辺の様子が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等及び当該建造物（樹木）周辺を含めた様子が確認できる写真
- 2 景観法第20条第1項又は第2項（第29条第1項又は第2項）に規定する合意を得たことの証拠書類
- 3 その他当該提案に必要となる図書

第16号様式（第18条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観重要建造物（樹木）不指定決定通知書

年 月 日付けで提出のあった景観重要建造物（樹木）の指定に対する提案については、下記の理由により指定する必要がないと決定しましたので、景観法第20条第3項（第29条第3項）の規定により通知します。

記

景観重要建造物（樹木）に指定する必要がないと決定した理由	
------------------------------	--

第17号様式（第19条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観重要建造物（樹木）指定通知書

景観法第19条第1項（第28条第1項）の規定により、景観重要建造物（樹木）に指定したので、下記のとおり通知します。

記

景観重要建造物（樹木）の 指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称（樹 木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の 所在地		
景観重要建造物（樹木）の	氏 名	
所有者の氏名及び住所	住 所	
指定の理由となった景観重 要建造物（樹木）の外観の 特徴等		

年 月 日

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

伊東市長 様

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

（電話）

景観重要建造物（樹木）の現状変更の許可を受けたいので、景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、次のとおり関係図書を添えて申請します。

記

景観重要建造物（樹木）の指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称（樹木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の所在地		
設計者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
施工者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
現状変更行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
現状変更行為の内容及び理由		
添付図書		

備考 添付図書は、下記による。

- 1 現状変更行為の内容が分かる位置図、配置図、平面図、立面図等及び当該建造物（樹木）周辺を含めた写真
- 2 その他当該現状変更申請に必要な図書

第19号様式（第21条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観重要建造物（樹木）現状変更許可書

年 月 日付けで申請のあった景観重要建造物（樹木）の現状変更については、下記の条件を付して許可します。

記

景観重要建造物（樹木）の 指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称（樹 木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の 所在地		
現状変更の内容		
許可条件		

第20号様式（第22条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

景観法第27条第1項及び第2項（第35条第1項及び第2項）の規定により、景観重要建造物（樹木）の指定を解除したので、下記のとおり通知します。

記

景観重要建造物（樹木）の 指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称（樹 木の樹種）		
景観重要建造物（樹木）の 所在地		
景観重要建造物（樹木）の 所有者の氏名及び住所	氏 名	
	住 所	
景観重要建造物（樹木）の 指定解除年月日	年 月 日	
指定解除の理由		

第 2 1 号様式 (第 2 3 条関係)

年 月 日

景観重要建造物 (樹木) の所有者変更届出書

伊東市長 様

住所 (所在地)

氏名 (名称及び代表者氏名) 印

(電話)

景観重要建造物 (樹木) の所有者の変更をしたいので、景観法第 4 3 条の規定により、
次のとおり届け出ます。

記

景観重要建造物 (樹木) の 指定番号及び指定年月日	第 号	年 月 日
景観重要建造物の名称 (樹 木の樹種)		
景観重要建造物 (樹木) の 所在地		
旧所有者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
新所有者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
所有者の変更年月日	年 月 日	
変更の理由		

年 月 日

景観形成推進団体認定申請書

伊東市長 様

申請団体

所在地

名称

代表者氏名

印

(電話)

伊東市都市景観条例第29条第1項の規定による景観形成推進団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の名称		
団体構成員の数	人（ 世帯）	
団体の事務所の所在地		
活動の主たる内容		
添付書類	1 団体の規約 2 団体の活動地区を示す図面 3 会員及び役員の名簿 4 その他市長が必要と認める書類	
* 受 付	年 月 日	第 号
* 認 定	年 月 日	第 号

備考 *印の欄は記入しないでください。

第23号様式（第26条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観形成推進団体認定（不認定）通知書

年 月 日付けで申請のあった景観形成推進団体の認定については、下記
のとおり認定する（認定しない）ので通知します。

記

1 認定・不認定の区分 認定・不認定

2 認定の場合

(1) 推進団体の名称

(2) 認定番号 第 号

(3) 認定年月日 年 月 日

3 不認定の場合

(1) 不認定の理由

(2) 不認定年月日 年 月 日

第24号様式（第27条関係）

第 号
年 月 日

様

伊東市長 印

景観形成推進団体認定取消通知書

伊東市都市景観条例第29条第4項の規定により景観形成推進団体の認定を取り消した
たので、下記のとおり通知します。

記

- 1 景観形成推進団体の名称
- 2 認定番号及び認定年月日 第 号 年 月 日
- 3 取消年月日 年 月 日
- 4 取消理由